

令和 2 年 第4回

色麻町農業委員会総会議事録

令和 2 年 4 月 27 日 (月)

色麻町農業委員会議事録

令和２年４月２７日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

番 号	担 当	氏 名
1	農 政	阿 部 きよ子
2	農 政	早 坂 成 弘
3	農 地	関 井 鉄 夫
4	農 政	大 泉 貞 行
5	農 地	鎌 田 一 宣
6	農 地	欠員
7	農 地	佐 藤 信 子
8	農 地	堀 籠 慶 浩
9	農 政	早 坂 勝 一
1 0	農 政	高 橋 たえ子
1 1	農 政	畑 中 長 悦
1 2		堀 籠 勝 恵

・出席委員 11名 ・欠員 1名 ・欠席委員 0名

・会議録書記 遠 藤 由 美 ・事務局長 山 田 栄 男

議決事項 第１２号議案 農地法第３条の規定による許可決定について
 第１３号議案 農地法第５条の規定による許可申請の意見決定について
 第１４号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について
 第１５号議案 農用地利用配分計画（案）の意見決定について

議 長	皆様、大変ご苦勞様です。 定刻でございますので、只今から始めたいと思います。 本日の出席委員は 11 名全員でございます。 定足数に達しておりますので、只今より、第 4 回色麻町農業委員会総会を開会いたします。 それでは、色麻町農業委員会会議規則第 22 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】
議 長	それでは、2 番 早 坂 成 弘 委員、3 番 関 井 鉄 夫 委員にお願いいたします。
議 長	議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。 ・・・省略・・・
議 長	それでは、議事に入ります。
議 長	第 12 号議案 農地法第 3 条の規定による許可決定についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	第 12 号議案 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条の規定による許可決定について。 上記について下記のとおり農業委員長あての許可申請を受けつけたので審議されたい。
事務局長	記については省略させていただきます。
議 長	番号 9 番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号 9 番 譲渡人 大和町 ○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地 四竈字新穴堰○ー○、地目 田、地積 259 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。 なお、譲受人の取得後の農地の効率利用、労働力や機械の所有状況の面からみても問題なく、農業委員会の定める別段の面積基準も超えており、許可要件を満たしております。

議 長	内容の説明が終わりました。
議 長	現地調査の報告を 3 番 関 井 鉄 夫 委員よりお願いします。
関井委員	それでは、番号 9 番について、現地確認の報告をいたします。 去る、4 月 1 0 日、担当委員 阿 部 きよ子 委員、早 坂 成 弘 委員、それに私と、山田局長の 4 名で現地を確認して参りました。 申請地の内容は、先ほど事務局が申し上げたとおりでございます。 確認事項につきましては、申請農地の利用状況、管理状況を確認して参りました。 なお、申請地の利用状況、管理状況につきましては、善良に管理されており、問題ないと見て参りましたが、委員皆様のご審議をよろしくお願い申し上げ、報告と致します。
議 長	ご苦労様でした。 現地確認の報告が終わりました。それでは採決に入ります。 番号 9 番についてご発言いただきます。 【異議なしの声あり】
+議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号 9 番は可と決しました。
議 長	お諮りいたします。 番号 1 0 番から番号 1 2 番は、譲り渡し人、譲り受け人、それぞれが親族である議題でありますので、一括して審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。 【異議なしの声あり】
議 長	異議無しの声がありましたので、一括して審議いたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号 1 0 番 譲渡人 仙台市 ○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地 四竈字新松木川○ー○ 外 1 筆、地目田、地積 6 , 2 5 9 m ² 、適要につきましては記載のとおりでございます。

事務局長	なお、譲受人の取得後の農地の効率利用、労働力や機械の所有状況の面からみても問題なく、農業委員会の定める別段の面積基準も超えており、許可要件を満たしております。
事務局長	続きまして、番号１１番 譲渡人 仙台市 ○○ さん、○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地一の関字新西原前○ー○ 外２筆、地目田、地積 ５， ９ ６ ５ ㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。 なお、譲受人の取得後の農地の効率利用、労働力や機械の所有状況の面からみても問題なく、農業委員会の定める別段の面積基準も超えており、許可要件を満たしております。
事務局長	続きまして、番号１２番、譲渡人 仙台市 ○○ さん、○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地 四竈字新松木川○ー○ 外１筆、地目田、地積 ５， ３ ３ ２ ㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。 なお、譲受人の取得後の農地の効率利用、労働力や機械の所有状況の面からみても問題なく、農業委員会の定める別段の面積基準も超えており、許可要件を満たしております。
議 長	内容の説明が終わりました。
議 長	現地調査の報告を ３ 番 関 井 鉄 夫 委員よりお願いします。
関井委員	それでは、番号１０番、番号１１番、番号１２番について、現地確認の報告をいたします。 確認日、担当委員、確認事項については番号９番と同様でございます。 申請地の内容は、先ほど事務局が申し上げたとおりでございます。 なお、申請地の利用状況、管理状況につきましては、善良に管理されており、問題ないと見て参りましたが、委員皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。
議 長	ご苦劳様でした。 現地確認の報告が終わりました。ご発言いただきます。 【異議なしの声あり】

畑中委員	番号１０番、番号１１番、番号１２番について、贈与とのことですが、お互いの関係、議案を３件にした理由、これまでの利用の関係をお聞かせ願います。
事務局長	お互いの関係は親戚とかではございません。以前、耕作していた時、仙台からですと遠いため、〇〇さんが水管理等を手伝っていたとのことであります。また、３案件にした理由は、課税の関係からでございます。
佐藤委員	〇〇さんの関係をお聞かせください。
事務局長	〇〇さんは〇〇さんの妻で、〇〇さんは子になります。
議 長	他にございませんか。
	【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号１０番から番号１２番は可と決しました。 第１２号議案、番号９番から番号１２番は原案のとおり可と決しました。
議 長	続きまして、 第１３号議案、農地法第５条の規定による許可申請の意見決定についてを議題 といたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	第１３号議案、農地法（昭和２７年法律第２２９号）第５条の規定による意見決定について。 上記について下記のとおり、宮城県知事あての許可申請を受け付けたので、意見を付して進達するため審議されたい。 記については省略させていただきます。
議 長	番号２番 、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号２番 賃借人 〇〇 さん、賃借人 栗原市 株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 さん、申請地 小栗山字上大谷地〇ー〇、 地目 田、 地積 ３，８５

6 m²の内2, 631 m²、申請内容につきましては、県が発注した河川敷の堰の災害復旧工事にかかる資材置き場としての一時転用であります。

なお、お手元に審議資料といたしまして、位置図、公図、配置図を配布しておりますので、ご参照願います。

議 長

内容の説明が終わりました。

現地調査の報告を3番 関 井 鉄 夫 委員よりお願いします。

関井委員

それでは、番号2番 農地法第5条の現地調査票に基づき、ご報告いたします。

調査日、担当委員は農地法3条に関する確認日と同様でございます。

申請内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。

確認事項といたしましては、農振農用地区域内であります、一時転用であることから問題はありませんでした。

無断転用なし。土地改良区との関係なし。用排水・被害防除についても問題ありませんでした。

指導事項につきましては、工事車両の安全対策と周辺農地の農作業における通行の妨げとならないように対策をとることを申し添えております。

私たちは問題ないと見て参りましたが、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ、報告に替えさせていただきます。

議 長

ご苦劳様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、番号2番は可と決しました。

以上をもって、第13号議案は原案のとおり可と決定いたしました。

議 長

続きまして、第14号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

第 1 4 号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議された
い。

記については省略させていただきます。

議 長

お諮りいたします。

番号 3 6 番から番号 5 9 番までは、〇〇集落営農組合の法人化に伴う農
地中間管理事業を活用した農地の集積を行うものであることから、一括し
て審議したいと思いますがいかがでしょうか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますので、一括審議といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

番号 3 6 番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇 さん、設定を受け
る者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社理事長
寺 田 守 彦 さん、設定をする土地の所在 黒沢字新塚田〇ー〇 外 1 2 筆、
地目 田、地積 2 7 , 8 3 1 m²、適要につきましては記載のとおりでござ
います。

設定理由といたしましては、〇〇集落営農組合の法人化に伴う農地を農
地中間管理機構を活用して、法人へ集積することを目的として利用権の設
定をするものでございます。

事務局長

なお、3 7 番以降につきましても、設定を受ける者、設定理由は同様の
内容であることから、省略し説明させていただきます。

事務局長

番号 3 7 番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇 さん、設定をする
土地の所在 黒沢字新望月〇ー〇 外 4 筆、地目 田、地積 1 0 , 2 9 8 m²、
適要につきましては記載のとおりでございます。

事務局長

番号 3 8 番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇 さん、設定をする
土地の所在 黒沢字切付〇ー〇 外 6 筆、地目 田、地積 1 4 , 6 0 6 m²、
適要につきましては記載のとおりでございます。

事務局長	番号39番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字上館○ー○ 外9筆、地目 田、地積 22, 578㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
事務局長	番号40番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字新塚田○ー○ 外7筆、地目 田、地積 22, 400㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
事務局長	番号41番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字新土利壇○ー○ 外6筆、地目 田、地積 15, 529㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
事務局長	番号42番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 王城寺字新山下○ー○ 外13筆、地目 田、地積 33, 555㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
事務局長 事務局長	番号43番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字新望月○ー○ 、地目 田、地積 2, 918㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
事務局長	番号44番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字土利壇○ー○ 外5筆、地目 田、地積 13, 755㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
事務局長	番号45番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字新塚田○ー○ 外9筆、地目 田、地積 24, 276㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
事務局長	番号46番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字上館○ー○ 外21筆、地目 田、地積 43, 490㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
事務局長	番号47番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字新木戸川○ー○ 外1筆、地目 田、地積 5, 923㎡、

事務局長	適要につきましては記載のとおりでございます。
事務局長	番号48番 、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字新塚田○ー○ 外11筆、地目 田、地積 22,480㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
事務局長	番号49番 、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字新塚田○ 外11筆、地目 田、地積 22,509㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
事務局長	番号50番 、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字新土利壇○ー○ 外15筆、地目 田、地積 36,063㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
事務局長	番号51番 、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字上館○ー○ 外9筆、地目 田及び畑、地積 20,295㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
事務局長	番号52番 、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字新土利壇○ー○ 外5筆、地目 田、地積 13,296㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
事務局長	番号53番 、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字新川端○ー○ 外2筆、地目 田、地積 5,750㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
事務局長	番号54番 、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字新土利壇○ー○ 外2筆、地目 田、地積 5,102㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
事務局長	番号55番 、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字新滝本○ー○ 外3筆、地目 田、地積 14,464㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

事務局長	番号56番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字新望月〇ー〇 外5筆、地目 田、地積 13, 259㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
事務局長	番号57番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字上館〇ー〇 外21筆、地目 田及び畑、地積 31, 165㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
事務局長	番号58番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字新木戸川〇ー〇 外2筆、地目 田、地積 7, 988㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
事務局長	番号59番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字新滝本〇ー〇、地目 田、地積 2, 995㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
	【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号36番から番号59番は可と決しました。 続いて、番号60番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号60番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字土器坂〇ー〇 外4筆、地目 田、地積 7, 218㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。 設定理由といたしましては、労力不足の ○○ さんが、経営規模の拡大を計画している ○○ さんと新規に利用権の設定をするものでございます。
議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

堀籠委員	単価の設定、また、土地改良の地区外でしょうか
事務局長	土地改良の地区外であり、水利はポンプアップのためこのような設定となりました。
議 長	他にございませんか。 【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号 6 0 番は可と決しました。 続いて、 番号 6 1 番 、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号 6 1 番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 農事組合法人 ○○ さん、設定をする土地の所在 四電字本郷○○ 外 2 0 筆、地目 田、地積 1 6 , 0 7 1 m ² 、適要につきましては記載のとおりでございます。
事務局長	設定理由といたしましては、労力不足の ○○ さんが、経営規模の拡大を計画している 認定農業者の ○○ と新規に利用権の設定をするものでございます。
議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。 【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号 6 1 番は可と決しました。
議 長	お諮りいたします。 番号 6 2 番、番号 6 3 番 の賃貸人は親族であり、また、賃借人が同一の者であることから一括して審議したいと思いますが、如何でしょうか。 【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますので一括して審議いたします。

議 長

なお、番号62番、番号63番は、〇〇委員の親族が賃借人となっている議事ですので、農業委員会法第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議終了まで退席願います。

【退席後】

議 長

それぞれでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号62番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定を受ける者 〇〇さん、設定をする土地の所在 高城字中上高城〇ー〇 外1筆、地目 田、地積2,050㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、労力不足の 〇〇さんが、経営規模の拡大を計画している認定農業者の 〇〇さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

事務局長

番号63番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ^{たか はし み え こ}高橋美恵子さん、設定を受ける者 ^{たか はし こう めい}高橋光明さん、設定をする土地の所在 高城字新上高城60 外21筆、地目 田、地積 21,782㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、番号62と同様の内容での新規に利用権の設定をするものでございます。

議 長

内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、番号62番、番号63番は可と決しました。

【着席後】

お諮りします。

議 長

番号64番から番号68番までは、賃貸借の再設定でございます。会議時間短縮のため、一括して審議したいと思いますが如何でしょうか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますので、一括して審議します。

それぞれでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号64番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ^{たか はし つぎ お}高橋次男さん、設定を受ける者 ^{なが やま よし お}永山芳雄さん、設定をする土地の所在 王城寺字弘台堂22-2 外1筆、地目 田、地積 6, 820 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、労力不足の 高橋さんが、経営規模の拡大を計画している認定農業者の 永山さんと利用権の再設定をするものでございます。

事務局長

番号65番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ^{お じま ふみ とし}小嶋文敏さん、設定を受ける者 ^{はや さか ひろし}加美町中嶋早坂浩さん、設定をする土地の所在 大字新上本町121 外5筆、地目 田、地積 15, 189 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、労力不足の 小嶋さんが、経営規模の拡大を計画している 早坂さんと利用権の再設定をするものでございます。

事務局長

番号66番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ^{やま ぐち けん いち}山口健一さん、設定を受ける者 ^{かわ さき ゆたか}川崎豊さん、設定をする土地の所在 四竈字大原363-6、地目 田、地積 4, 971 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、労力不足の 山口さんが、経営規模の拡大を計画している認定農業者の 川崎さんと利用権の再設定をするものでございます。

事務局長

番号67番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ^{まつ かわ しげ こ}松川重子さん、設定を受ける者 ^{かわ さき ゆたか}川崎豊さん、設定をする土地の所在 四竈字大原363-4、地目 田、地積 24, 071 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、労力不足の 松川さんが、経営規模の拡大を計画している 川崎さんと利用権の再設定をするものでございます。

事務局長

番号68番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ^{はや さか さとし}早坂恵さん、設定を受ける者 ^{はや さか ふみ お}早坂文男さん、設定をする土地の所在 一の関字新流60 外10筆、地目 田、地積 24, 561 m²、適要につきましては記載のと

おりでございます。

設定理由といたしましては、労力不足の 恵 さんが、経営規模の拡大を計画している 文男 さんと利用権の再設定をするものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号 6 4 番から番号 6 8 番は可と決しました。
続いて、**番号 6 9 番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号 6 9 番、権利の種類 売買、設定をする者 埼玉県上尾市 ^い伊 ^{とう}藤 ^{たかし}孝
さん、設定を受ける者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農
業振興公社 理事長 ^{てら}寺 ^だ田 ^{もり}守 ^{ひこ}彦 さん、設定をする土地の所在 四竈字新
事務局長 赤欠 1 0 8 外 1 筆、地目 田、地積 6 , 7 0 8 m²、
適要につきましては記載のとおりでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

畑中委員 単価の設定理由をお聞かせください。

会 長 本件の農地の近くを荒川堰が流れており、大雨の際に溢れ出し被害のあ
った経緯もあることからこのような設定となったようであります。

議 長 他にございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号 6 9 番は可と決しました。

議 長 続いて、**番号 7 0 番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号70番、権利の種類 売買、設定をする者 高橋^{たか はし} 修^{おさむ} さん、設定を受ける者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 寺田^{てら だ} 守彦^{もり ひこ} さん、設定をする土地の所在 四竈字新赤欠67-2 外3筆、地目 田、地積 10, 155㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号70番は可と決しました。以上をもって、第14号議案、番号36番から番号70番は、原案どおりかと決定いたしました。

議長 次に、**第15号議案**、農用地利用配分計画（案）の意見決定についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 第15号議案、農用地利用配分計画（案）の意見決定について。
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。
記については省略させていただきます。

議長 **番号3番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号3番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 寺田^{てら だ} 守彦^{もり ひこ} さん、設定を受ける者 農事組合法人 上黒沢ライスランド 代表理事 中舘^{なか} 有悦^{だて ゆう えつ} さん、設定をする土地の所在 黒沢字新塚田63-1 外202筆、地目 田及び畑、地積 434, 525㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

議 長

内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、番号３番は可と決しました。

以上をもって、第１５号議案、番号３番は原案のとおり可と決定いたしました。

議 長

本日附議されました案件につきましては、以上であります。

第４回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

議 長

開会時刻：午前１０時００分

閉会時刻：午前１０時４８分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和２年４月２７日

議 長（会長）

㊟

署 名 委 員

㊟

署 名 委 員

㊟